

情報公開制度

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「財団」といいます。）では、区民の皆さまからの請求に応じて情報を開示する情報開示請求をはじめ、積極的な広報活動などにより財団運営の透明性の向上に努めております。

1 請求できる方

- ・世田谷区内に在住・在勤・在学の方
- ・世田谷区内に事務所（事業所）がある人、団体、法人
- ・財団が保有している情報の開示を必要とする理由を明示して請求する人、団体、法人

2 請求の対象となる情報

職員等が職務上作成し、または取得した情報
(文書、画面、写真、フィルム、電磁的記録)

3 情報開示請求の方法

財団の窓口で請求書を提出されるか、郵送してください。請求書は財団の窓口でお渡ししていますが、財団HP（財団概要・情報公開規程施行規則のPDFファイル）からプリントアウトすることができます。

4 開示までの期間

請求があった日の翌日から15日以内に開示・非開示などの決定をします。ただし、やむを得ない場合は、決定までの期間を延長することがあります。

5 開示にかかる費用

閲覧、視聴の場合は無料です。写しの交付の場合は有料で、例えば、A3版以下（単色）の文書は、1枚10円です。郵送とした場合、郵便料金は実費相当額を負担していただきます。

6 開示されない情報について

次の情報に該当する場合は、開示することができません。

- ・法令等で公開しないものとされている情報
- ・個人に関する情報（開示できる場合もあります。）
- ・法人に関する情報で、非開示事由に該当するもの
- ・犯罪の予防、捜査等に関する情報で、非開示事由に該当するもの
- ・審議、検討又は協議に関する情報で、非開示事由に該当するもの
- ・財団運営情報で、非開示事由に該当するもの

※このほか、情報によっては存在しているか否か答えることができない場合もあります。

7 受付窓口

〒157-0074 世田谷区大蔵4-6-1 区立総合運動場温水プール2階
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 管理課管理係
TEL 03-3417-2811 FAX 03-3417-2813
受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

